

平成 29 年 12 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 29 年 12 月 20 日 (水) 開会 16 時 30 分
閉会 18 時 52 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 明石 光伸 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
梅田 智行 スポーツ健康課長
末光 淳二 教育政策課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
亀川 義徳 社会教育課参事
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 0 名

- 議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」について【議第 42 号】
※非公開
第 3 別府市学齡児童、生徒就学援助規則の一部改正について
【議第 43 号】
第 4 平成 29 年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について
【議第 44 号】
第 5 別府市文化財保護審議会への諮問について【議第 45 号】
第 6 審査請求に係る形式審査等について【議第 46 号】 ※非公開

報告事項 (1) 平成 29 年度第 4 回市議会定例会について【報告第 26 号】

その他 (1) 教育長職務代理者の指名について
(2) 1 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 29 年 12 月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は明石委員さんをお願いします。

本日の議事のうち、議事日程第 2、議第 42 号 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」について、及び議事日程第 6 議第 46 号 審査請求に係る形式審査等についてにつきましては、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。お諮りいたします。議第 42 号、及び議第 46 号を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。また、これらにつきましては審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

◎ 別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事日程第 3、議第 43 号 別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正についてです。この件につきまして、ご説明をお願いします。

学校教育課長 よろしくお願いいたします。2 ページをご覧ください。議第 43 号 別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものでございます。

4 ページをご覧ください。規則改正の理由でございますけども、就学援助には様々な項目がありますけども、新入学児童生徒学用品費、入学準備金と言われるものです。これを今まで 7 月に支給しておりましたが、来年度入学生に前倒しして 3 月に給付できるようにしたいということを考えておりまして、それに伴い規則を改正しようとするものでございます。具体的にご説明申し上げますので、新旧対照表を用いたいと思います。

8 ページから横方向にありますけども、ご覧ください。右側が改正案でございます。今申しあげましたように、今回の改正は、入学準備金を 3 月に前倒しするというところで、今までは学校にいる子どもが対象でしたが、小学校 1 年生に入学する子どもは、3 月現在は学校の在籍児童ではありません。ですから、扱いとしては「入学予定者」という扱いになります。

これは国の法律もこのように変えておりますので、この規則の至るところに関係してきますけど、全て「入学予定者」ということを加えていくということが趣旨になります。第1条3行目、アンダーラインを付けているところですけども、「等」という言葉を付けております。これもこの「等」を付けたのは入学予定者のことでもあります。第2条をご覧ください。第2条は就学援助の対象となる者ですけども、アンダーラインがないところはこれまでどおりです。アンダーラインからは、別府市立の小学校若しくは云々とありまして、2行目の終わり、次年度の入学予定者、ここも入学予定者を付け加えたということでございます。11ページをご覧ください。第5条でございます。これも同じことです。就学援助を受けようとする保護者は学校長及び学校支援センター所長を経由してとありますが、入学予定者は学校長がいませんので、第2項を設け、前項の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者は、ということで提出方法を以下に定めたものでございます。第6条は、これまでは入学予定者ということがありませんでしたので、左側にありますように、前条の申請ということだけ書けばよかったですけども、今回からは在籍者と入学予定者が分かれたので、第6条は前条第1項、つまり在籍者の申請があったときはというふうにいたしております。同じく6条の2項も前項の規定ということで、在籍者とここで明らかにしたものでございます。12ページをご覧ください。右側改正案の真ん中辺り、第6条の5と6があります。5の前条第2項の規定、これが入学予定者になります。6も前項の規定、これは入学予定者ということをつけ加えたものになります。それから13ページの第9条、(6)が新設されました。第6条第5項の規定による認定を受けた者、これが入学予定者のことです。これは取消しなんですけれども、入学予定者が取消しをすることきはこういうことなんですということで、ア、イと付け加えました。

5ページにお戻りください。今回の改正に伴いまして、提出すべき様式も少し修正を加えております。5ページの様式ですけども、これまで子ども1人につき1枚用紙を提出いただいていたんですけども、保護者負担を軽減する、手続きを簡素化するというので、5ページの様式の真ん中辺りに、左側に「小学生」「中学生」という枠を設けて、世帯で一緒に書いていただくという形に修正をいたしております。6ページをご覧ください。様式第1号の2を新設しました。これは、小・中学校の入学予定者用に新たに付け加えたものでございます。それから7ページの様式第3号です。これは細かな変更ですが、5に備考という欄を設けました。この備考は、入学予定者の認定通知なんですけども、ここに、入学準備金にかかる通知ですよ、前倒しの通知ですよということで、入学準備金にかかる通知だということが分かるように、書き込めるようにここを設けたということです。これまでは、他の項目と一緒にやっていたので分ける必要がなかったんですけど、入学準備金だけがさまざまな就学援助の項目の中で、前倒しで飛び出てやりますので、入学準備金だけの通知ですよということを書けるように備考欄にしたということでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より、別府市学齢児童、生徒就学援助規則の一部改正につきましてご説明がございました。これより質疑を行います。委

員の皆様、何かございますでしょうか。これまでは7月に支給だったんですが、それを前倒しでということでございます。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第43号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第43号は議決することに決定いたしました。

◎ 平成29年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第44号 平成29年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして、ご説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは議第44号 平成29年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めるものでございます。
16ページをご覧ください。委員の一覧表を掲載させていただきました。今回承認いただきたい委員のご芳名でございます。委員の任期は委嘱の日から1年間、委員の人数は11名ということで、下のほうに根拠規則を部分的に抜き書きしております。11名をもって組織するというので、職指定という形にさせていただいております。市長、教育長、教育委員の皆様方は職指定ということで、現在のお名前を掲載させていただいております。それから、市議会議員代表につきましては、議長宛に依頼をしてお返事をいただいたものでございます。民生児童委員の代表お二方につきましては、民生児童委員協議会の会長に推薦を依頼してご推薦いただいたもので、2名とも継続という方になります。学識経験者は、別府ライオンズクラブの3代表の会長をお願いしてご推薦をいただいたものでございます。それから、中学校長代表は中学校長会長に推薦を依頼して、ご推薦をいただいた方になります。この11名の方につきまして、議決を求めさせていただきたいと思っております。ご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より、平成29年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

小野委員 去年とお名前が代わられた方はどなたですか。

学校教育課長 まず市議会議員代表が、厚生環境教育委員会の委員だった野上議員から松川委員長に代わっております。それから、民生児童委員の方は引き続き継続していただきます。学識経験者、ライオンズクラブ関係の方は、

嶋幸一さん、嶋会長から変更になっております。それから中学校長代表は、中学校長会長であった新谷先生から変更になっております。

寺岡教育長 では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 44 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 44 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市文化財保護審議会への諮問について

寺岡教育長 次に議事日程第 5、議第 45 号 別府市文化財保護審議会への諮問についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育次長兼社会教育課長 17 ページをお願いいたします。別府市文化財保護審議会への諮問について、別府市文化財保護条例第 4 条第 3 項の規定により議決を求めるものでございます。本日ここで議決をいただきますれば、別府市の文化財保護審議会へ諮問をいたしたいと考えております。

18 ページをお願いいたします。天神畑古墳の文化財指定についてでございます。右の地図の、右下の菱形が 2 つ並んでいるところですが、ここが天神畑古墳になります。この土地につきましては、民間業者所有の土地であります。これにつきましては、現在、実相寺古墳群は国の指定に今年の 2 月に受けておりますが、この天神畑古墳については、まだ国の史跡の指定にはなっておりません。この天神畑古墳の 2 号墳の方に、同業者から開発の申請が出まして、我々がこの開発の申請に伴いまして調査した結果、やはり天神畑古墳の周辺で、古墳に影響があるということが分かりましたので、ここを別府市の文化財として指定をいたしたいと考えているところでございます。詳細の地図につきましては、20 ページに天神畑古墳の 1 号墳、2 号墳の概略図でございますが、下の分ですね、ここをトレンチで溝を掘りまして調査した結果、やはりここも影響があると。ところがここについては、土地の所有者が、今から宅地として開発したいということがありまして、我々のほうで古墳の史跡があるということで待ったをかけております。これを市の文化財の指定をして、それから国と協議をして、ここも一体的に国の指定に、今の部分を広げてここも国の史跡にしてですね、そうすると、また国からこの土地の買い取り等の補助金が出ますので、その補助金、国と県を併せて 85%のお金が出ますので、その費用をもってこの土地を市が買い取り、また整備をしたいというふうに考えておりまして、今回こういう諮問をしたいということで、議案に挙げさせていただきました。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より、別府市文化財保護審議会への諮問につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何か

ございますでしょうか。

福島委員 これは指定をすれば買い取ることができるという法律があるんですか。

教育次長兼社会教育課長 法律ではあくまでも地権者の意向が優先されるということで、国が指定したからといって、一方的にだめですよとは言えないということで、法律に規定はないと。文化財保護条例の中で、市の条例の中で、あらかじめ地権者と同意を得た上でということが前提になっており、それで、今この業者との同意を得ていると。

明石委員 だから開発を止めて、調査をすることについては同意を得ていると。その後はまだ分からないということですね。

教育次長兼社会教育課長 あとはもう金額の交渉になりますので。

福島委員 それはそれで。分かりました。

明石委員 順序だけど、これはまた教育委員会に来るんですか。

教育次長兼社会教育課長 答申が出て、答申の内容をまたここで報告して、それをまた議案として挙げて、最終的には教育委員会で議決をするということになります。

寺岡教育長 その他、何かございませんでしょうか。よろしいですか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 45 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 45 号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 報告事項（１）

寺岡教育長 次に報告事項（１）平成 29 年第 4 回市議会定例会につきまして報告をお願いします。

教育参事 報告第 26 号、平成 29 年度第 4 回市議会定例会についてご報告いたします。第 4 回定例会は、12 月 6 日から 12 月 19 日までの 14 日間で開催されました。日程につきましては、12 月 6 日議案上程、12 月 11 日議案質疑、教育委員会は、2 名の議員より質問通告がございました。12 日に常任委員会、13 日、14 日、15 日の 3 日間で一般質問が行われ、14 名の議員より質問通告があり、そのうち教育委員会関係の質問通告は 11 名の議員からありました。最終日 12 月 19 日が表決という日程で行われました。内容につきましては、担当課長よりご報告させていただきます。

※ 別冊資料に基づき、各担当課長より議案質疑、常任委員会（厚生環境教育委員会）、及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま平成 29 年第 4 回市議会定例会につきましてのご報告がございました。委員の皆様、何かございますでしょうか。

明石委員 12 ページの教職員の時間外勤務実態は、6 月を調べているんですね。6 月を選んだというのは、何か理由があるんですか。中学校の先生は 31% も 80 時間を越えているというのは普通じゃないから、6 月は何か特別な月ですか。

学校教育課長 まず 6 月調査は県と合わせて、県が 6 月実施ということもひとつ理由にあります。6 月は休日も少なくウィークデーばかりで、中学校の部活等がですね、盛んに行われる時期でもあります。それから授業でも研究授業とか、ゴールデンウィークが終わって、教育活動が 1 学期でも一番熟してくる期間でもありますので、そういったことが中学校の数値に反映しているのではないかと思います。1 年通してですね、中学校の先生は特に忙しいという状況がありますので、今後は 1 回だけの調査ではなく、複数の調査も必要かなと思います。またその調査自体が教員の多忙化を招かないように配慮しながら進めていかなければならないと思っております。

明石委員 僕も産業医をしているんだけど、1 ヶ月だけじゃなくて、平均 2 ヶ月を出さなければいけないので、その月だけじゃなくて、前後を調べていかないと、これだけが一人歩きすると大変な数字ですよ。だから、6 月だけをどうして選んだのかなと思って。一番多い月を選んだ、そうすると閑散期もやっぱり調べて平均を出しておかないと。

学校教育課長 学校によっては、自主的に主体的に、複数月継続して調べている学校もありますので、また校長会とも協議しながら、もうちょっと精密な、複数月に渡る調査を検討していきたいと思っております。

明石委員 それともうひとつ、普通の企業では衛生委員会というのがあって、毎月開いているんですよ。そこでいろいろ出てきて、産業医もそこに出て、自分の意見を述べたりするんですけど、その時に、やはり 80 時間といったら、本人の要請があったら、医師の診断を受けさせなければならないとなるんですけど、そういうのはできるんですか。

学校教育課長 今、教育委員会が行っている対策としては、2 番の質問の回答のところにありますが、まずは教育センターの臨床心理士が悩みの相談に応じる体制と、県教委の教育事務所に心のコンシェルジュという専門の職員が派遣されております。そこに記載しておりますとおり、28 年度は延べ 89 校 172 人の先生方のいろんな相談に学校に出かけていってのりと、そういう対応をしております。また産業医やストレスチェック、これはウェブ上のチェックですけど、そういうものを活用しているところでありま

す。学校では定期的にそういった配慮によって把握に努めているところ
であります。

明石委員 このメンタルヘルスチェックを今必ずしないといけないんですけど、メンタルヘルスチェックと80時間以上の人との一致率はどのくらいですか。

学校教育課長 そのクロス集計は今できておりません。年度内に、教育委員会としての業務改善計画を、学校教育課が主体となって策定をしていく予定にしておりますので、その中で明らかにできれば、複数月調査している学校もありますので、検討していきたいと思います。もし今年度中にできなければ次年度以降ですね、今まで話してきたことについて教育委員会が把握していくということ、計画の中に盛り込んでいくということも考えていきたいと考えております。

明石委員 2つのことを考えていかないといけないんですね。過重労働の問題と、メンタルヘルスチェックが必ずしも一致していないと思うんですね。だから、メンタルヘルスチェックでどのくらい引っかかっているのかなと思って。学校の先生はメンタルヘルスチェックで、医師の診断を受けたほうがいいですよというのどのくらいありますか。それは教育委員会に来ますよね。あれは本人にしか渡さないから。

学校教育課長 今ご指摘の点については、確認させていただければと思います。

明石委員 80時間以上が30%ある企業といたら、かなり問題ですよ。だからこれは業務の見直しをしないと、必ずしも人を増やしたら時間外が減るかというたら全然そんなことないですよ。時間外が増えるばかりです。これは僕の経験だけど、人が増えれば時間外が増える。だから、ほんとに業務を見直さないと、という気がします。もっと効率よく。まあ学校の先生だから知識人だから、きちんと業務の見直しをされていると思いますけど、ダラダラしていると、あっと間に時間外になりますから。

福島委員 ちなみに80時間というのは時間外手当を払っているんですか。

学校教育課長 教員の場合は教職調整額という4%上乘せという形で支給させていただいておりますので、いわゆる民間等で払われる残業手当というものはありません。

高橋委員 私から2点でございます。今の明石委員さんのお話にも関連があるんですが、国が打ち出した働き方改革と教育という問題ですね、働き方改革というものが教育の現場でどのような影響が出てくるかなと、今からいろいろ出てくると思うんですが、県内の公立の進学高校が、やはりそのこともあったんだろうと思うんですが、新年度から朝講座が廃止になるんですね。7時40分からの授業がなくなるということで、一週間の授業時間数が減っていくということが新年度から始まるようです。公立の別府市の小中学校では、どういう変化が起こるのが予想できるのかなということと、あとはスポーツ健康課のほうの、全国大会に出場される補助

金が、ずっと野球ばかりなんですよね。その辺についても議員さんからご指摘があったと思うんですけど、30人が応援に行く、その応援の費用としての補助金という考え方を、少し見直す時期に来たのかなという感じもするんです。だから広くスポーツ競技で利用していただきたいというところから、何かいい方法はないかなと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

学校教育課長 まず、今回の提言を受けた小中学校の働き方改革の具体像ですけども、今年度まず教育委員会としては、各学校に一校一実践の改革取組をしてくださいというお願いをして、各学校に取り組んでいただいています。小学校の場合はほとんどが定時退庁日を設けて、一斉に退庁するという取組が各学校あります。それから、中学校はやはり部活等の関係があるのだと思いますけど様々です。一斉退庁の定時退庁日を設けるとか、会議を精選していくとか、付き合い残業を止める、年休取得を促進する、仕事を削減する等、様々な案が中学校で取り組まれています。今の高等学校の例のような話で申し上げますと、放課後の子どもと向き合う時間とか、放課後の先生方が仕事をする時間の確保をどうしていくかということがありますので、やはり会議とか行事をある程度削減していくとか、仕事の範囲もある程度決めていくとか、そういった現実的に、物理的にと言いますか、減らしていくという作業をこれからしていかなければいけないと思います。それはどういうふうな視点でやっていけばいいのかというのは、先程も申し上げました、市が示す業務改善の計画の中に、少し参考例を示していればいかなと思います。朝の時間帯は、今小・中学校の場合は高等学校と違って早く出すとかそういうことはありませんので、朝の時間が減るとかいうことはないと思いますけど、例えば部活動のおしまいの時間を少し短くするとか、それは今文科省のほうでも随分と力を入れているところですので、中学校の中では部活の時間短縮というのが今後考えられるかなというところでございます。

教育参事 応援の補助金についてでございます。明豊高校の場合は卓球とか剣道とかが、今強くなってきております。そういう保護者の方から、野球だけじゃなくというようはお話があるようでございます。今の状況からすれば、30人以上の応援団ということになりますと、やはり今のところ野球しかないのかなと。昔であれば別府商業高校がサッカーで正月の大会に出たとかありますけど、別府市内の他の学校でそんなに大きく宣伝されている部分で応援団が行くというのは、野球しか今のところないのかなというふうには思っております。ただ、見直しをしていかなければいけないなという事は思っております。これが今のところ、逆に言えばスポーツだけなんです。では文化はどうなのかということも、いずれは協議をしていかなければいけないひとつの項目かなと思っております。全部が全部スポーツだけが費目を持っているわけなので、文化部が行くときはどうなの、ということを一応視野に入れた形で今後協議を進めていかなければいけないという思いを、議員との打ち合わせの中ではさせていただきました。

明石委員 それに関連してですけど、僕はいわゆる義務教育、小学生中学生の活躍

をやっぱりもっともっと、部活の大会とかいろいろあるわけですから、それにも補助してあげたほうが。教育は義務教育が一番大事じゃないですか。高校は自分で行った人だから。むしろ将来に一番影響するのは義務教育の間だから、その間にいろんなことをさせるということが大事なので、制服の問題じゃないですけど、いろいろ保護者に負担がかかっているわけですから、義務教育の部活の大会に出るのをですね、何らかの補助をして、もっと底上げしないといけないとなっているんだから、と思うんですけどね。

教育参事 選手の出場に対しては、補助はしております。今回の問題になっているのは、応援者の部分ということで、明豊の野球部が甲子園に行っている分については、選手自体は全部新聞社から出ております。滞在期間中全部です。だから、バスを借り切って生徒たちが応援に行くための費用として、1試合100万円ということで今補助をしているわけです。今回そういった部分のことを言われているわけなので、選手たちが行く分は、基本的に中体連とか高体連とか主催の分につきましては、選手分は奨励金ということで別個に出しているのです、応援に行く場合はどうするのかという趣旨のことで質問をされましたので、その辺を含めて、学校が応援を認めるかどうかその辺も分かりませんが、ひとつの協議の題材ではないかなというふうに思っております。

明石委員 文化部もいるでしょうね。やはりスポーツだけじゃなくて、文化も合唱の全国大会とかあるじゃないですか。

高橋委員 およそ30人という、あれはなんで30人と決めたかということをおよそ思い出さないんですけども。

スポーツ健康課長 これを決めたのが平成20年にスポーツ推進協議会というところで揉んでいただいて、それまでは、行った選手、監督に1千万とか500万とかが学校に出ていたんですけど、それではちょっと偏りがあり過ぎて、不公平ではないかということで、スポーツ奨励金というものもありますので、選手にはスポーツ奨励金、応援に行く甲子園だけは、広告に換算したらいくらになるというような大きなメリットがあるのもわかるんですけども、応援に行く子どもたちを教育的観点から少しは補助をして、行っていただきたいということで、バス1台分くらいで行くのであれば補助を出そうかな、というようなところから入ったようなことですね。

明石委員 そうそう、最初500万くらい出していたでしょ。

教育参事 最初は1千万でした。

明石委員 そうしてあと寄付金を集めるじゃないですか。それで1試合で負けただけでいぶんお金が余って、それをどうするか分配で揉めたりしたんで、それでもう100万円にするけど、その代わりに1試合勝ったら200万という。

スポーツ健康課長 寄付がものすごい集まるんですね。

- 明石委員** だけどそれを返してくれといっても返してもらえないってね。一旦寄付したら。こんなことかなと思ったことがありますよ。
- 高橋委員** 競技内容によってね、例えばバドミントンは個人競技、まあペアを組んでダブルスもありますけどね。柔道も一人、剣道も一人、でもラグビーは15名。今度、鶴見丘が春高バレー、あれは6人ですよ。だから競技によってずいぶん違う。
- 明石委員** 個人競技の場合は、そりゃ応援は少ないわね。
- 高橋委員** 少なくなるから30人に届かないとかね。だからそこはちょっと考えていけないといけない。
- 明石委員** 個人競技の場合はやっぱり考えないと人数だけじゃ。
- 教育参事** 学校を挙げて応援に行くのかなというのがあるんですけどね。剣道で個人で出て行って、学校挙げて応援に行こうとなるか。
- 高橋委員** やっぱり甲子園なんですよ。
- 教育参事** 卓球競技で学校挙げて応援に行って、あの静かなところでわーっというわけにはならないですよ。
- スポーツ健康課長** 平成21年に、これができたときに明豊が春の甲子園、その時に鶴見丘が春高バレーで、春高バレーに応援に行こうよということで、お願いするのも変なんですけども、こういうのがあるよ、使ってくれということや、ずいぶん言ったんですけども、やはり人数が揃わなくてということですか、バレーをやっている子たち以外の生徒ということになりますので、人数的に個人で行くからいいよということで。
- 高橋委員** 入試の前でですね。3月のね。
- 寺岡教育長** その他にございませんか。
- 明石委員** 16ページの穴井議員さんの質問というのは、がん全般というよりこれは子宮頸がんのことじゃないですか。
- スポーツ健康課長** 穴井議員さんが福岡市に視察に行かれたときに、福岡市ががん教育についてこういうことをやっているんだというお話をしていただきました。その中で、年間2時間だけですけども、いろんながんについて、子宮頸がんということではなくて、がんのことについてのお話をされたので、別府市ではどうなっているのかなという質問をされました。
- 寺岡教育長** よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（１）

【概要】 ※教育長より、教育長職務代理者の指名について、現教育長職務代理者福島知克委員の任期満了に伴い、改めて教育長職務代理者に指名する旨の説明があった。

◎ その他（２）

【概要】 ※平成 30 年 1 月定例教育委員会の開催日程について、平成 30 年 1 月 30 日（火）17：00 より開催することが決まった。

◎ 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」について

寺岡教育長 ここからは非公開の議案となります。
それでは議事日程第 2、議第 42 号 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 審査請求に係る形式審査等について

寺岡教育長 それでは議第 46 号に移りますが、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

※関係職員以外退席

以下非公開

◎ 閉会

福島教育長職務代理者 以上で本日の審議は終了いたしました。これを持ちまして、平成29年12月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

-
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。